

4. 公園等

[3] 便所

整備の基本的考え方

公園等に配置される便所については、建築物と同様に障害者や高齢者高齢者に配慮した施設とする。

整備基準

不特定又は多数の者が利用する便所を設ける場合においては、建築物[5]便所の項に定める基準に適合させること。

さらに望ましい基準

- ・ 不特定又は多数の者が利用する便所を2以上設ける場合においては、それぞれを建築物[5]便所の項に定める基準に適合させること。
- ・ 不特定又は多数の者が利用する便所の中には、おむつ替え等のための長いす等を配置すること。

○解説

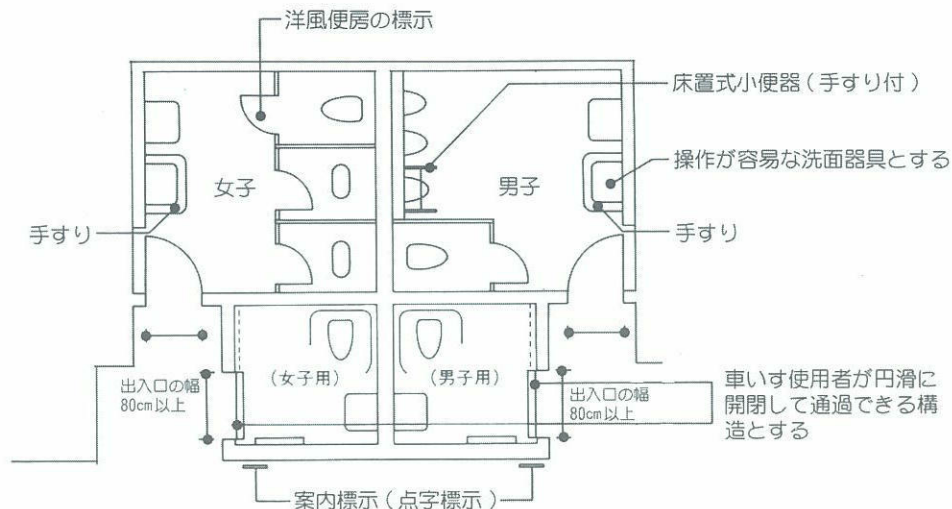
※建築物[5]便所の項 24 頁参照。

○配慮事項

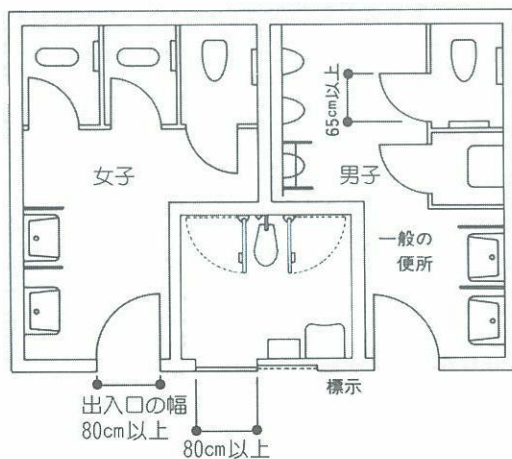
- ・ 建築物[5]便所の項 24 頁参照。

参考解説図

■ 車いす便房の男女別配置の例



■ 車いす便房の共同配置の例



■ 車いす使用者用便房の例

